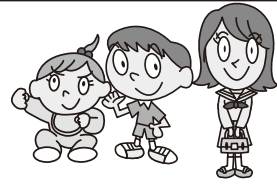


児童手当のお知らせ

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度です。



■支給対象 日本国内に居住し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

■支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円(一律)
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円) ※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。
中学生	10,000円(一律)

※児童を養育している方の所得が、所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人当たり月額5,000円(一律)を支給します。

■支給時期 毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

■手当を受ける手続

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したとき、公務員でなくなったときなどは申請が必要です。原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。

申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

※公務員の方は、勤務先での手続となりますので、勤務先にご確認ください。

■現況届 手当を受けている方は毎年6月に「児童手当現況届」の提出が必要です。この届は毎年6月1日における状況を確認するためのもので、提出がないと6月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

提出が必要な方には、「現況届のお知らせ」を送付します。

「三世同居世帯支援事業補助金」のお知らせ 6月29日(金)までに申請してください

少子化対策と定住化の促進を図ることを目的として、親、子、孫などの三世が同居する世帯に補助金を交付しています。

注)三世同居世帯とは…

町内に居住し、親、子、孫などの三世以上で構成され、かつ、同一住宅内に同居する世帯をいいます。ただし、住民票が同一世帯でも別棟に居住する場合や、同居であっても住民票上は世帯分離している場合などは補助金の対象となりません。また、町税などの滞納がない世帯に限ります。

■補助金の内容

区分	補助対象者	補助金額
学校給食費助成	小中学校に通う児童生徒がいる世帯の保護者	給食費本人負担額の1/2
家庭内保育手当	就学前で保育所などに通所していない児童(0歳~6歳まで)がいる世帯の保護者	児童1人につき月額7,000円

■支給月 10月と4月にそれぞれの前月分までを交付します。

■申請時に必要なもの ①申請者の印鑑(認印)
②申請者名義の通帳(補助金の振込先)

■申請期間 4月1日時点で対象となる方は、6月29日(金)までに申請すれば4月分から支給します。ただし、7月以降に申請された場合は、その日の属する月から支給されます。

※出生、転入及びその他の理由により対象となった方が年度途中で申請した場合は、その日の属する月の翌月から支給されます。

※調査の結果、町税などの滞納により対象外となることがあります。納付により補助の対象となった場合は、再度申請することで補助金が支給されます。

■申請場所 子ども未来課、大平支所 総合窓口係(たいへいの里)

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線227)

3月まで補助金を受けていた方も、新たに申請が必要です



放課後児童クラブ職員募集

放課後児童クラブとは、保護者が就労のため昼間家庭にいない児童を保育するための施設で、運営委員会によって運営されています。

	西吉富放課後児童クラブ	大平放課後児童クラブ
採用人数	支援員1人、補助員4人	補助員2人
勤務場所	上毛町大字緒方575番地3	上毛町大字東下1512番地1
年齢要件	支援員:65歳未満(平成30年4月1日現在) 補助員:70歳未満(平成30年4月1日現在)	
職務	支援員:小学生の保育及び運営の補助 補助員:小学生の保育及び支援員の補助	
任用期間	任用日~平成31年3月30日(土)更新あり※支援員は試用期間として、任用日から2週間は補助員として勤務	
勤務時間	平日:放課後~18時の3時間程度 土曜日など:8時~18時のうち8時間(補助員は4~6時間程度) ※支援員は週6日程度、補助員は週3日程度勤務	
休日	日曜日、祝日、お盆休み(8月12日~15日) 年末年始(12月29日~翌年1月3日)	
賃金	支援員:月給10万円(7~8月は14万円、3~4月は12万円) 補助員:時給825円	
加入保険	支援員:社会保険、雇用保険、労災保険 補助員:労災保険	
応募方法	履歴書(写真貼付)を子ども未来課または各児童クラブまで提出	
選考方法	面接(面接日は後日通知します)	

●問い合わせ・提出先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線227)

国民年金学生納付特例のお知らせ

4月から今年度の学生納付特例の受付を開始しています。学生納付特例対象校の学生の方で、所得が少ないなどの経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難なときには、申請して承認を受けると保険料の納付が猶予されます。

届け出をせず未納(納付しない)のまま放置すると、事故や病気などで障がいが残った際、障害基礎年金が受けられない場合があります。保険料を納めることが困難な学生の方は必ず手続きをしてください。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)



「上毛町プレミアム商品券」を利用できる取扱事業所を募集します

プレミアム商品券は、町内の個人消費喚起のため、11,000円の商品券を10,000円(1,000円お得)で販売します。

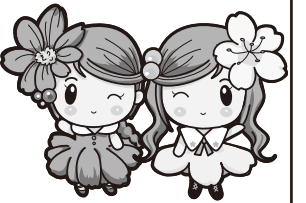
町内全ての事業者が加盟店(取扱事業者)になることができますので、加盟参加希望者の方は、下記まで問い合わせください。

※商品券は、2,000セット限り
※1人(本人のみ)10セットまで

■商品券の発行日時 7月29日(日)~なくなり次第終了

■商品券の有効期限 12月31日(月)まで

●問い合わせ先 上毛町商工会 TEL 72-3195



町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団地名・場所	新池団地(上毛町大字垂水1764番地) 緒方団地(上毛町大字緒方387番地1)
募集戸数	新池団地1戸、緒方団地2戸
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	7月1日(日)

■入居者の決定方法 選考または抽選

■申込受付期間 6月1日(金)~15日(金)8:30~17:15(土・日を除く)

●申し込み・問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

■入居者資格 (上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

- 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
- 収入月額が158,000円以下であること。
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差し引き後の金額の1/2分です。
- 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 国税、地方税などを滞納していない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む)